

Ⅶ 学校安全関係

1 防火等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員及び生徒の防災・防火管理の徹底を期し、火災、地震その他の災害の予防と火災発生時における迅速適切なる処置を図るため、防火に関し必要な事項を定めるものとする。

(防火の心得)

第2条 職員及び生徒は、常時火気の取扱について細心の注意をはらい、火気使用後は適切な措置をとるものとする。

(防火管理責任者)

第3条 防火管理のため防火管理責任者を置き、教頭をこれにあてる。

(火元取締責任者)

第4条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各校舎の各室、各施設に火元取締責任者を別表のとおり選任し、次のように任務分担を指定する。

- (1) 火気使用設備器具の管理
- (2) 電気設備器具の安全管理
- (3) 消火器等の管理
- (4) 避難経路の確保
- (5) 地震時の出火防止
- (6) その他火災予防上必要な事項

(非常持出の明示)

第5条 非常持出用の重要書類及び重要物品を管理する関係職員は、火災の際ただちに搬出できるよう、「非常持出」の赤文字を貼っておき、常時明示された場所に保管しなければならない。

(防火設備等の保守管理)

第6条 防火設備等の保守管理の計画は、環境美化部がこれにあたるものとする。

- 2 事務長及び環境美化部は、火災報知器、消火器、ホース、消火栓その他の防火施設を定期的に整備点検を行い、その保守管理に努めなければならない。
- 3 事務長及び環境美化部は、電気設備、ガス施設、光熱器具及び可燃薬物等の点検を定期的に行うものとする。

(防火訓練)

第7条 火災発生の非常時に備え、毎年定期的に、消防署の協力のもとに、消火、避難訓練を行うものとする。

(自衛消防団)

第8条 火災発生の非常時に備えて自衛消防団を組織し、次のとおり編成して任務を定める。

- (1) 自衛消防団本部（通常は事務室） 火災発生時の指揮連絡、総括並びに校内緊急報知、消防署及び警察署への連絡、消防隊の誘導にあたる。
- (2) 避難誘導係 生徒を避難場所へ誘導する全体指揮にあたる。
- (3) 防護措置係 電気、ガス、危険物の安全措置及び非常口の開放にあたる。
- (4) 搬出係 重要書類、重要物品の搬出及びその管理にあたる。
- (5) 消火係 初期消火活動及び消防隊に協力して、消火活動にあたる。
- (6) 警備係 校内を巡視して、生徒の安全指導、不審者の侵入及び盗難防止にあたる。
- (7) 連絡係 自衛消防団本部の指示に従い、連絡事務にあたる。
- (8) 救護係 負傷者の応急救護又は医療機関への連絡にあたる。

(火災発生時の対応)

第9条 職員及び生徒は、火災が発生した場合には安全を第一に心がけ、冷静かつ迅速に次のような対応を行うものとする。

- (1) 職員及び生徒は、火災を発見したときはただちに自衛消防団本部に連絡する。自衛消防団本部は、放送・非常ベルで学校全体に知らせるとともに消防署及び警察署に通報し、かつ、自衛消防団の態勢を敷く。
- (2) 火災発生現場に居合わせた職員又は生徒は、ただちに自衛消防団本部に連絡するとともに初期消火につとめる。
- (3) 各係職員は、速やかに各自の分担任務につく。
- (4) 生徒の避難場所は通常運動場とし、避難誘導係又は現場に居合わせた職員の指示に従って、速やかに避難する。

(5) 授業時の避難誘導は、授業を担当している職員がこれにあたる。

(6) その他、その時の状況によって臨機応変に対応し、人災その他の被害を最小限度に食い止めるように努めなければならない。

(職員の非常招集)

第10条 休日・祝祭日または夜間に火災が発生した場合には、職員は連絡を受け次第速やかに出勤し、その任務にあたるものとする。

(警備員の任務)

第11条 警備員は、火災が発生した場合には直ちに消防署、警察署に通報するとともに、校長、教頭、事務長、環境美化部職員に連絡しなければならない。

(防火(消防)計画)

第12条 防火管理、防火訓練及び防火施設等の管理保全に関する全体的な県立名護商工高等学校防火(消防)計画(組織、分掌事務並びに人員の配置等)については、防火管理者と環境美化部が別に定める。

2 防災対策

(趣旨)

第1条 この規程は、職員及び生徒の防災管理の徹底を期し、その災害の予防と災害発生時における迅速適切な処置を図るため、防災に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害防止の方針)

第2条 災害防止の方針を次のとおり定める。

- (1) 防災思想の啓蒙・普及の徹底を図り、災害を未然に防止する。
 - (2) 災害発生の際は、迅速かつ的確な行動と相互の協力により、被害を最小限に食い止める。
 - (3) 災害防止の観点から防災教育と災害の排除をめざし、生命の安全と重要物件、施設設備の保全に努める。
- (防災対策)

第3条 防災対策を次のとおり定める。

- (1) 非常警報発令は、警報及びマイクで行う。
- (2) 避難場所は、校庭、その他、火災発生場所に応じて決める。
- (3) 避難誘導・搬出
 - ① 非常警報があったとき、直ちに電源を切り、ガスの元栓をしめる。
 - ② 指揮者の指示により、生徒を安全な場所へ誘導避難させる。生徒は、指揮者の指示に従い、静粛・迅速に行動する。
 - ③ 生徒が安全である状態においては、消火・搬出等の作業に協力させる。
- (4) 台風対策
 - ① 台風襲来が予想される場合は、戸締まりを厳重にし、屋外に倒壊や飛散のおそれのあるものについては、補強・撤去の準備をする。
 - ② 台風警報発令と同時に生徒を帰宅させる。
- (5) 休日・祝祭日または夜間(勤務時間外を含む)に災害が発生した場合には、職員は連絡を受け次第速やかに出勤し、災害対策及び事後処理を、管理者(防火管理者等)の指示に従って処理に当たる。

(安全管理)

第4条 生徒・職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育を守るための学校における安全管理については、「県立名護商工高等学校危機管理マニュアル」として別に定める。